昭和三十一年国家公安委員会規則第四号

警察官の服制に関する規則

警察官の服制及び服装に関する規則を次のように定める。

（目的）

第一条　この規則は、警察官の服制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（制式等）

第二条　警察官の被服及び装備品のうち別表に掲げるものの色、地質又は材質及び制式は、同表のとおりとする。

（着用期間）

第三条　次の表の上欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。ただし、警察庁長官（以下「長官」という。）又は警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、地方の実情により、これを変更することができる。

冬服、冬活動服、冬帽子、冬十二月一日から翌活動帽子、冬ワイシャツ、冬年三月三十一日まネクタイ及び冬活動ネクタイで	四月一日から五月合服、合活動服、合帽子、合三十一日まで及び活動帽子、合ワイシャツ、合ネクタイ及び合活動ネクタイ十月一日から十一月三十日まで
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	六月一日から九月三十日まで

（服装等）

第四条　警察官は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに帯革、手錠並びに階級章及び識別章（長官にあつては警察庁長官章、警視総監にあつては階級章）を着装しなければならない。ただし、次条から第八条までに規定する場合は、この限りでない。

2　警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。

3　警察官は、必要がある場合には、防寒服、雨衣、手袋又は帽子雨覆いを着用することができる。

（活動服の着用等）

第五条　警察官は、長官の定めるところにより、制服上衣、制帽、制服用ワイシャツ又はネクタイに代えて活動服、活動帽、白色のワイシャツ又は活動ネクタイを着用することができる。

2　制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト又は活動服については、状況により着用しないことができる。

（服装等の一部省略）

第六条　警察官は、長官の定めるところにより、第四条第一項に規定する服装等の一部を省略することができる。

（特殊の被服等）

第七条　別表に掲げるもののほか、土地の状況又は勤務の性質により必要な特殊の上衣、ズボン、防寒衣等について必要な事項は、長官が定めるものとする。

（私服の着用）

第八条　警察官は、長官又は警察本部長の定めるところにより、私服を着用することができる。

附　則　抄

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（従前の規則の廃止）

2　警察官の服制に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第三号）は、廃止する。

附　則（昭和三八年一月二四日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附　則（昭和三九年九月一〇日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和三十九年九月十日から施行する。

附　則（昭和四二年六月一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、昭和四十二年七月一日から施行する。

附　則（昭和四三年八月二三日国家公安委員会規則第三号）　抄

（施行期日）

1　この規則は、昭和四十三年八月二十三日から施行する。

附　則（昭和四八年六月一四日国家公安委員会規則第四号）

（施行期日）

1　この規則は、昭和四十八年七月一日から施行する。

（経過規定）

2　帯革の制式およびけん銃の携帯方法については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

附　則（昭和五一年五月二七日国家公安委員会規則第五号）

1　この規則は、昭和五十一年六月一日から施行する。

2　男子警察官の外とうの制式並びに婦人警察官の服制及び服装については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

附　則（昭和五三年六月一五日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、昭和五十三年六月二十日から施行する。

附　則（平成五年一二月一七日国家公安委員会規則第一三号）

1　この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に警察官に支給されている雨衣又は貸与されている手錠は、当分の間、それぞれ改正後の別表に規定する雨衣又は手錠とみなす。

附　則（平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二三号）　抄

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正前の別表に規定する外とうは、当分の間、改正後の別表に規定する防寒服とみなす。

附　則（平成一三年一一月九日国家公安委員会規則第一三号）　抄

（施行期日）

1　この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

附　則（平成一三年一一月九日国家公安委員会規則第一四号）　抄

（施行期日）

1　この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

附　則（平成一四年七月五日国家公安委員会規則第一八号）　抄

1　この規則は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定中「男子警察官」を「男性警察官」に改める部分、「ファスナ」を「面ファスナ」に改める部分、警察官の服制に関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「婦人警察官」を「女性警察官」に改める部分並びに第四条の改正規定中「男子」を「男性」に改める部分、「ファスナ」を「面ファスナ」に改める部分、交通巡視員の服制に関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「女子」を「女性」に改める部分並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

3　女性警察官は、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則第四条第一項本文の規定にかかわらず、当分の間、手錠を携帯することができる。この場合において、携帯の方法は、所轄庁の長が定めるところによるものとする。

4　この規則の施行の際現に警察官、皇宮護衛官及び交通巡視員に支給されている雨衣は、当分の間、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則別表（皇宮護衛官の服制に関する規則本則において準用する場合を含む。）及び第四条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する雨衣とみなす。

附　則（平成一七年一二月二七日国家公安委員会規則第二二号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十八年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に警察官に貸与されているけん銃つりひもは、当分の間、この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定するけん銃つりひもとみなす。

附　則（平成一八年六月五日国家公安委員会規則第一九号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に警察官に貸与されている警棒は、当分の間、この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定する警棒とみなす。

附　則（平成一九年三月九日国家公安委員会規則第四号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に警察官に貸与されている警棒つりは、当分の間、この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定する警棒つりとみなす。

附　則（平成一九年八月一日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、平成十九年十二月一日から施行する。

附　則（平成二五年四月八日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年二月一二日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年一二月一四日国家公安委員会規則第二二号）　抄

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　別表に掲げる被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則（平成三一年二月八日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

附　則（令和四年一月二七日国家公安委員会規則第二号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

別表（第二条関係）

| | 制服 | | |

官[4]、に上そし表色を名県道てあ察県道庁警てあ察都庁警てあ庁警は部の部。す色、地[3]る入章だ囲桜色
又長は部の、示で金称の府はつに警府、視はつに警、察はつに察、に下欄上ると黒は台れを記んでの

袖章	
を色び線金線紺じに階上長査に織地色[2]。けて向上斜か面ら面に外位いに袖袖[1]。れを図めが部察は 織線銀及色、色て応級の以部巡布紋の黒る付けにめけに後か前側の部近口の両る入柄る定長本警	

ズボン			
制式	地質	色	
はトケの左後る設個各ッポ右面び側[3]る付本しトベ部[2]。すンズ[1]長上衣と同質と上衣と同色と形状、一りと一り込 蓋にッポ右面。けを一トケに左後及両。けを七通ルに腰るとボ長る。す質す色る。すりとおの図はむ。			

合服				
ズボン	上衣			
色	制式	地質	色	
上衣と同色	冬服上と同衣と上る。す様と織交く若織交物紡のれは物維成、毛織物る。す物織はし物撚、織混らこ又織繊合物紺色と。すりと二、状[4]形。けを一ンボ樹紺及 るとおの図は形る付個各タ脂色び			

夏服

上衣

制式		地質	色	制式	地質	
襟	肩章					
シャツカラー式とする。	1 藍色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合繊維織物又は混紡織物、交織物若しくは交織物とする。	水色とする。	冬服ズボンと同様とする。	上衣と同質とする。	とする。

前面

1 前面黒色脂ダンボール製の立襟型に一個の金ボタンを付ける。 2 右胸部の左側に一個の金ボタンを付ける。	2 両端側の外縁目縫込み、肩縫目の両側に黒色脂ダンボール製の金ボタン以下（以下「ボタン」と略称する。）を一個宛留める。

袖

後面	
1 袖は袖長半又は長袖とする。 2 袖口にスカラップを付ける。	上部に入れ口を設ける。 袖口に黒色脂ダンボール製の金ボタン二個を付ける。

ズボン

地質	色			
		形状	エンブレム	
毛織物、麻織物	藍色とする。	三角形とする。	上衣と同様とする。 冬服ズボンと同様とする。 肩章、襟章、胸ポケット及び袖口に黒色脂ダンボール製の金ボタンを付ける。 ポケットの上部に黒色脂ダンボール製の金ボタンを付ける。 ポケットの上部に黒色脂ダンボール製の金ボタンを付ける。	台地を用いず、紺色の人工皮革製の刺繍を付ける。	一個を付ける。

活動服	
冬活動服	
制式	
地質	
色	
制式	
肩章	襟				
冬服上衣と同様である。	冬服上衣と同様である。	冬服上衣と同質である。	冬服上衣と同色である。	冬服ボンズと同様である。	綿織物、合繊織物又は混紡織物、成維物織はしらこ物織交ぜ織物織交く若織物のれ

後面	前面
裾に伸縮性のあるトベルト付けを後裾	1 立て前桜ボンタ四行に付ける。2 右胸部の左ポケットに一個の設置ボタンを一ケ所ずつ、桜葉及び蓋付きの一条だけトケ。3 裾に前トベルト付ける。桜ボンタ一個に付ける。

	エンムレブ	袖	
形状は、四角と図おり	冬服上衣と同様である。	1 長袖とする。2 袖口はスカフと、袖口に紺樹脂ボタンを一個付ける。	後裾トベルトは前右に左に留める。紺樹脂ボタンを二個付ける。

制帽					
冬帽子			合活動服		
制式	地質	色	制式	地質	色
ひさしは黒色の樹脂製とする。1 ひさしの及び両側に、あごひもは日に焼けた黒色の金属製の付属品とする。2	冬服上衣と同質とする。	冬服上衣と同色とする。	冬活動服と同様とする。	合服上衣と同質とする。	合服上衣と同色とする。

帯章	記章	
1 腰に巻く。2 黒色の紋布警補上階級に応じて色を変える。織地は紺色の線織り	1 金色の金属製の日章を中心に桜の花弁を模した金属製バッジ。2 黒色のフェルト製の台地に金糸で縁取りされた布製の留め具。耳当ての裏側には、赤色の地に白線織り込まれた紋章が刺繍されている。	各ポケットに一個ずつ留める。

合帽子夏帽子		
地質	色	
		形状は、五角形の図形。
毛織物、麻織物、綿織物、合繊織物、成維物、紡績糸を混紡した織物、撚糸織物、交織物、若干の化繊を混ぜた織物。ポリエステル系繊維を含む。	藍色とする。	縁取り

活動帽	
冬活動帽子	
制式	色	地質	制式	記章
冬帽子と同様の制式。	冬活動服と同色。	冬活動服と同質。	黒色の樹脂製。腰の両側に、金色の縁取りが付いた紺色の地に、金色の日章を中心に桜の花弁を模した金属製バッジ。耳当ての裏側には、赤色の地に白線織り込まれた紋章が刺繍されている。	金色の金属製バッジ。各ポケットに一個ずつ留める。

合活動帽子夏活動帽子			
色			
		階級表示	
藍色とする。	形状は、六角形の図形。	紺色の濃色地に、階級に応じて色を変える。織地は白線織り込む。	紺色の濃色人工皮革製の台地に、桜章を中心に素材で縁取りする。

防寒服	
第一種	
上衣	

地質	色	制式	地質
合成皮革又は毛織物成分を含む繊維、繊維混紡若しくは編み物と織り交ぜた若干の革を使用する。	黒色又は濃紺色とする。	冬活動帽子と同様の形状とする。	毛織物、麻織物、綿織物、繊維混紡若しくは編み物又は合成繊維織物と織り交ぜた若干の革を使用する。

制式	

肩章	襟		
外側の両端を襟の内側に折り込み、縫目を肩章の縫目と同じ色の糸で縫い付ける。	3 襟の頭巾に回り留めを付けた樹脂製のボタンを一個付ける。	2 襟元に立ち式の襟を用いる。	1 折り返し式の襟を用いる。
			コート式とする。

前面	
1 ブルゾンの襟を模した黒色の金属製のボタンを一個付ける。 ボタンの下に、以下の文字を組み合わせた二行の文字を刻印した樹脂製のボタンを一個付ける。 「下士官」 「ボタン製造所」 ボタンの側面に、ボタンの製造年を刻印する。	各ボタンの色は、黒とする。 樹脂製の一個留めとする。

後面	
1 ブルゾンの背面の左右の肩部に、ボタンを一個付ける。 ボタンの表面に、桜の花びらを模した金属製の装飾を付ける。	2 ブルゾンの左右の胸部に、ボタンを一個付ける。 ボタンの表面に、桜の花びらを模した金属製の装飾を付ける。

エンブレム	袖	頭巾	
冬服上衣と同様	長袖である。	1 前見ひしもを返側、黒又は濃色の紺もの通すを。2 面前クマスフにしてナ面部ア面をけ一組付る。	2 脇から裾にかけて下両側にスフ一ナ各本付る。

ズボン		
色	地質	制式
上衣と同色である。	上衣と同質である。	1 長ズボンである。2 右腰部の左伸縮性ゴムを付けている。3 前立て部の紺色に樹脂ボタン二個を付けている。4 ロ裾外側から上に

第二種	
色	地質
黒色又は濃紺色である。	合成皮革又は毛織物、合繊維織物若しくは混紡織物のはしれである。

制式	
ブルゾンである。	折り襟式である。

形状	
5 形状は、七本各ナ一ア付けるスフ一向けるとおりの図八とおりである。	第一種上衣と同様である。

肩章	前面	袖
1 前立て桜ドットタンを六行に一組ボタンを付ける。2 左腹部の各ポケットに一ポケットを設ける。右腹部のポケットにはフラップを付ける。	第一種上衣と同様である。	袖口外側にボタンを付ける。袖口側にボタンを付ける。袖口ナ面をスフ留める。

雨衣	
第一種	
上衣	
色	
地質	
制式	
襟	

1	ハーフコート式。	合成繊維と防水加工を施す。	紺色又は白色。	形状、九つのボタンと同じ図柄。	冬服上衣と同様。
立ち襟式		合成繊維と防水加工を施す。	紺色又は白色。	形状、九つのボタンと同じ図柄。	冬服上衣と同様。

肩章	
外側の肩章は、両端縫付部、側地と同色の金糸刺繍で一本の線。	1 襟元に、地と同色の金糸刺繍で一本の線。
外側の肩章は、両端縫付部、側地と同色の金糸刺繍で一本の線。	2 襟元に、地と同色の金糸刺繍で一本の線。
外側の肩章は、両端縫付部、側地と同色の金糸刺繍で一本の線。	3 襟元に、地と同色の金糸刺繍で一本の線。

前面	
1 前面に立て桜花ボタン五つを付ける。	2 右腰に一組ボタン二個を設ける。
3 前面の白地部分は、上衣と同色の金糸刺繍を射光裾及び胸部右側に付ける。	

後面			
1 上衣背部の当て布、付属品と同色の金糸刺繍で三本の線。		2 上衣背部の当て布、付属品と同色の金糸刺繍で三本の線。	
3 上衣背部の当て布、付属品と同色の金糸刺繍で三本の線。			

頭巾	
1 頭巾は、明るい色の透明ビニル製。	2 頭巾は、明るい色の透明ビニル製。

2 襟の白り型ンボッ付個る
3 回色に凹タトド四け
4 側水け設、色ド一タトめ
5 面前右部クマ付、色ド二タトめ
留組ンボッの白けをスに下側る
留組ンボッの白けをスに下面る

ズンボ					
制式	地質	色			
			袖		
1 長ボズンすと	上衣と同質す	上衣と同色す	形状、十りすとおの図は	1 袖す長と	凸タトド一をけ型ンボッ付個る
			2 色の地白にもつはロ光射をけ		

2 腰右縮に型性伸部の左
3 立前地と色ド三タトを行付る
4 立前上に型ンボッ組一に
5 裾側の上ロ外か上面向ナ各本付る
をけ型ンボッ付個る
をけ型ンボッ付個る

			第二種
制式	地質	色	
1 式トコるとト	合成繊維物防加を施工水、と織す	紺色は白又色すと	6 状、十おとるすと一図は形
2 立前桜ドタトを六付行る葉ッンボ組一に			
3 部腰に通五をけ地と			

制服用ワイシャツ	
冬ワイシャツ 合ワイシャツ	
色	
地質	
白色とする。	4 通常のベルトを付ける。 5 第一種制服と同様の形状、十二図のとおりである。
毛織物、麻織物、綿織物、合繊織物、又は混紡織物、交織物、撚糸織物	

ネクタイ		
冬ネクタイ 合ネクタイ		
色	制式	
藍色とする。	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒色樹脂ボタン一個を付ける。 3 袖長と同様とする。 4 夏服上衣と同様とする。 1 ボタンは、若しくは交織物とする。	
毛織物、合繊織物又は混紡織物		

ベルト			活動ネクタイ				
			冬活動ネクタイ 合活動ネクタイ				
制式	材質	色	制式	地質	色	制式	
銀色の金属製バックとする。	天然皮革又は合成皮革とする。	黒色とする。	ネクタイと同様とする。	ネクタイと同質とする。	ネクタイと同色とする。	棒ネクタイとする。	若しくは交織物とする。

帯革		帽子雨覆い	手袋	靴	
材質	色				
牛革とする。 帯革、だ本革及び裏面の手入錠用革、革靴用革及び整拳具調革、革靴用革及び拳銃用革に入れて使用する。 脂肪とこすると樹脂がでる。	黒色とする。	無色透明とする。	白色とする。	黒色とする。	ルを付ける。

制式
1 革遊び桜章囲だ章た入れを記んでを日及ルッ製金色クバ属の銀る。付けを

警棒		
色	材質	制式
黒色とする。	アルミ合金又はミア同程度の強度を有する材質とする。	1 伸縮式とし、パットをつける。2 先端部握り部に、バネ付きのインロック製ひも付る。3 握り部に、ひもを通す。

手錠		
色	材質	制式
黒色とする。	アルミ合金とする。	1 本体に二回転する。2 本体に一穴を開け、鍵穴を一章刻む。

拳銃つりひも	
色	材質
黒色とする。	外被をポリウレタン、芯金属とする。

制式
1 ルコード式に両輪小さな輪を設ける。2 小さな輪に環を付ける。3 環は形状十字型とする。

制式
1 革製ポーチは、滑り止めを巻く。2 ポーチは、形状十字型とする。3 ポーチは、形状五角形とする。

		階級章	警察庁長官章	
		色		
横板の側両台章日び及	日章、板形冊短び及台章日			
警視、色はつにも正警及視監、金てあのの視び長警監	日章、°す色をの章、金板冊びり縁台日ると紅地台日色を形短及取の章		1金色製金属の五日章一個を行配す置る。2状、形十のおとる。すりと七図は	るとす。

制式		材質		
警視監級階の下以監	警視監総		横板葉桜の方下	葉桜
1梨の板部中央に章び章日を地横、台日及日章	日章四を行配す置る。一個	金属すると。	金色とす。だ、査長査び査もつはす色。ると銀てあのの巡及部巡したる	警視監以下階級の以もつはす色。ると銀てあのの

識別章		
色		
本体		
金色とす。だ、査長査び査もつはす色。ると銀てあのの巡及部巡したる	形状は十、八図とおの十。すりと	2横板階に応面の冊付形短状鏡じに階板。けを桜葉に下板び側の横及両台方。けを桜葉に下板び側の付る

制式	材質	番号標
1本体ドラにの脱式標番込は。む めを号の方着イス中体 2番標表に アフベトッ文及三数の号別、号面は察つに察は、察つに警はつに視警	樹脂すると。	銀色とす。

備考一　長官の袖章及び帯章は、警視総監のものと同様とする。

二　防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。

三　防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。

四　紺色雨衣にあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、光反射布を付けることができる。

五　ベルトにあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。

六　帯革については、拳銃用調整具を用いず、本帯に直接拳銃入れを通すことができる。

七　拳銃つりひもは、帯革の拳銃用調整具又は拳銃入れと留め革の間になす環を大きい輪に通して留める。

八　識別章については、長官の定めるところにより、番号標の裏面を表示することができる。

九　警察庁長官章及び警視総監の階級章は、図二十のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。

十　階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十一のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

十一　図一から図二十一までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図一　冬服上衣

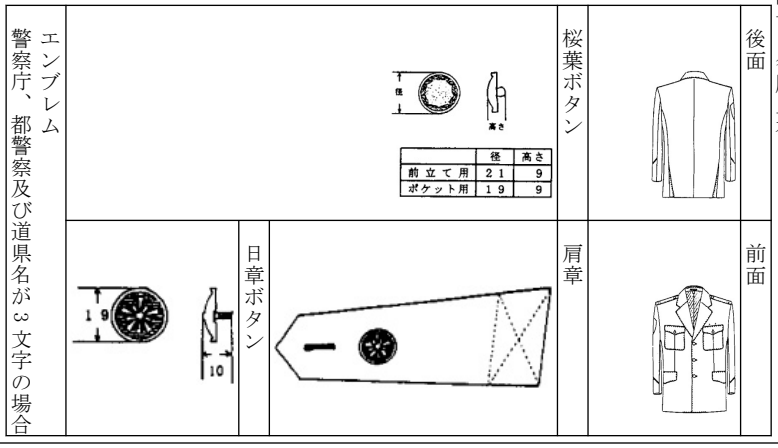

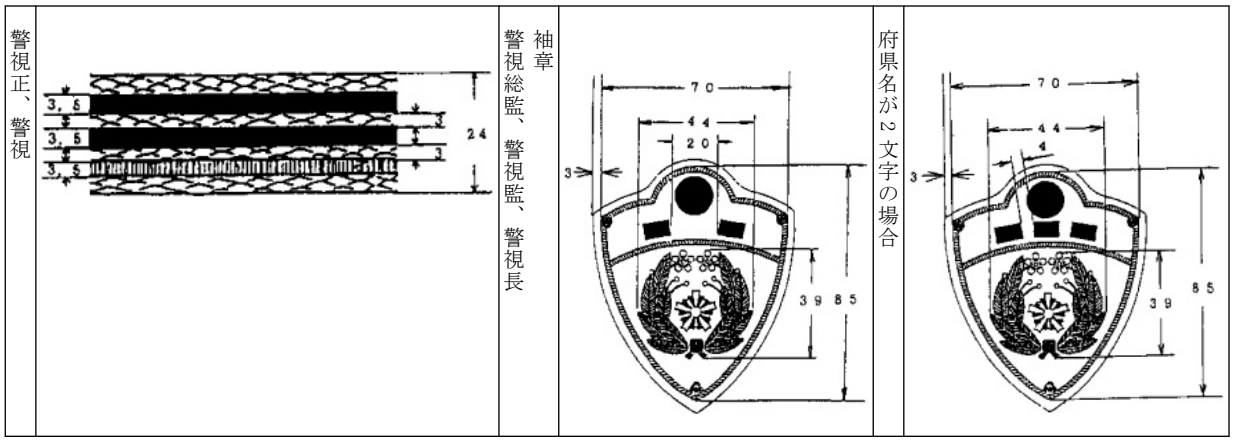

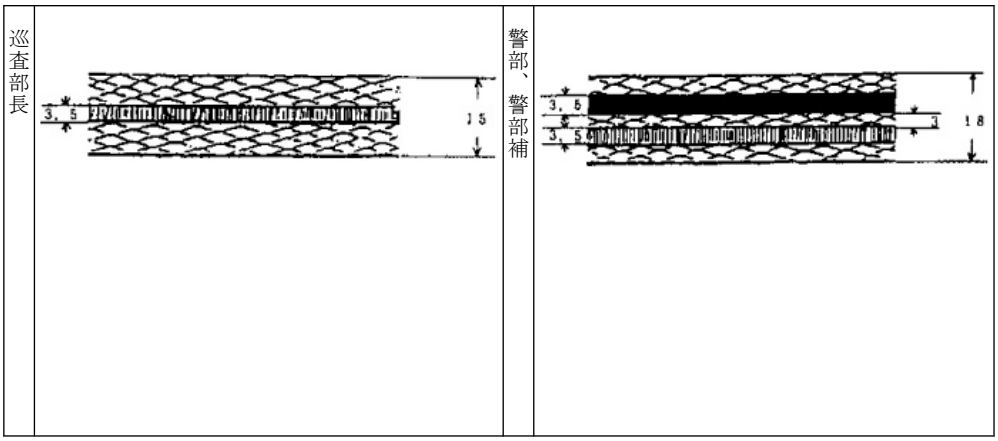

図三　夏服上衣

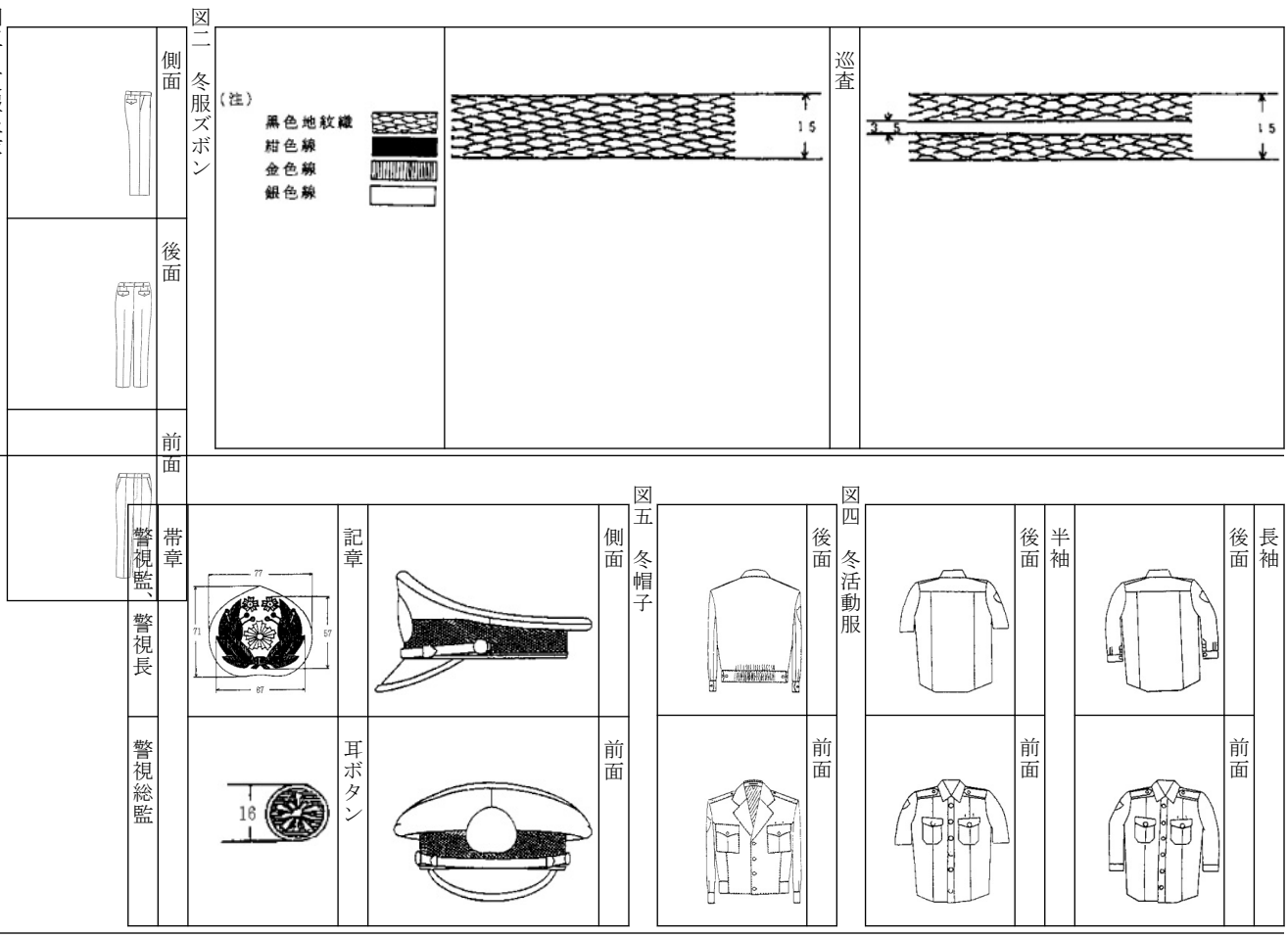

図六　冬活動帽子

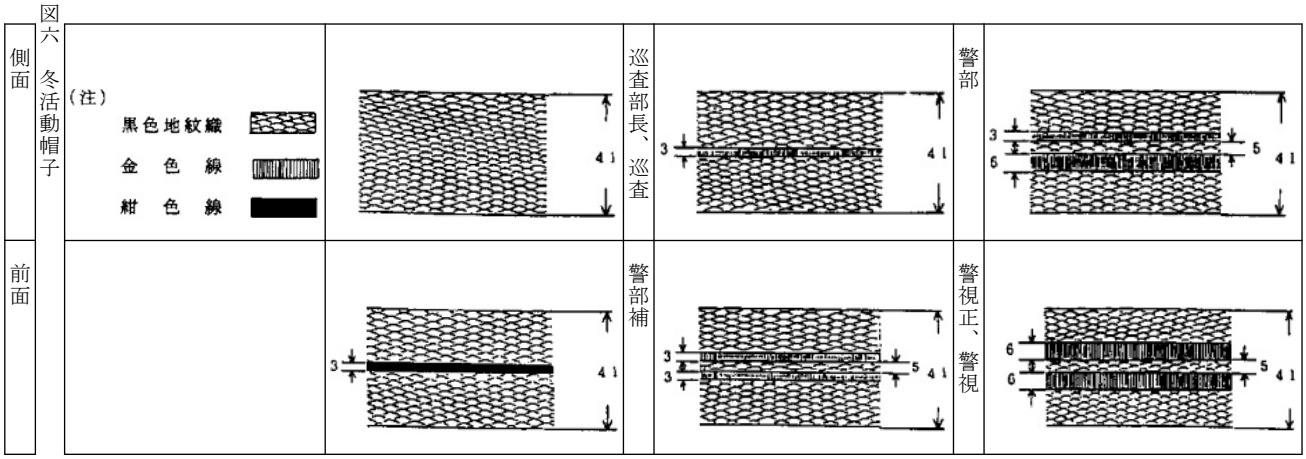

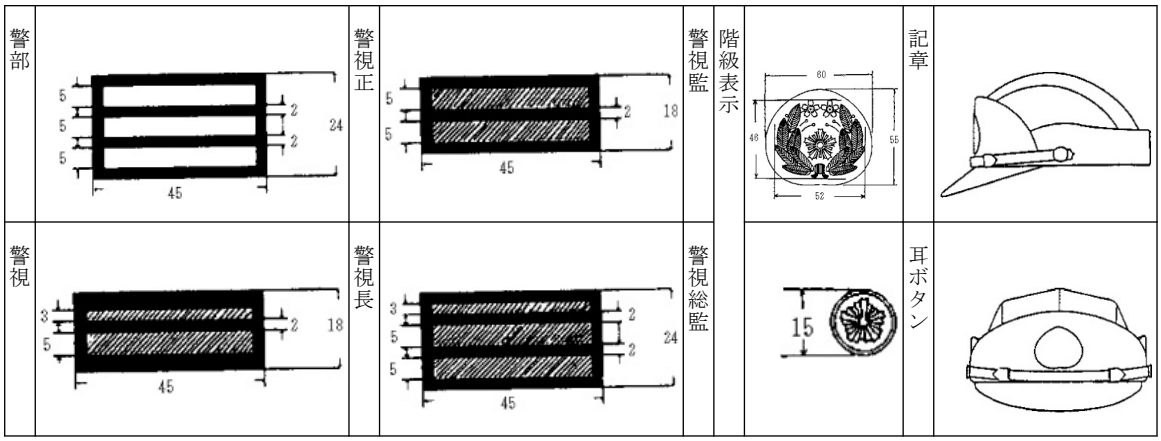

図七　防寒服第一種上衣

（注）濃紺色地紋織
金色線
白色線

巡査長以外の巡査

巡査部長

巡査長たる巡査

警部補

図八　防寒服第一種ズボン

頭巾

側面

前面

桜葉ドットボタン

後面

前面

図九　防寒服第二種

桜葉ドットボタン

後面

前面

側面

後面

前面

図十　雨衣第一種上衣

白色地

紺色地

桜葉ドットボタン

後面

前面

後面

前面

図十一　雨衣第一種ズボン

頭巾

側面

前面

図十二　雨衣第二種

白色地

紺色地

後面

前面

後面

前面

側面

後面

前面

図十三　帯革

ベルト

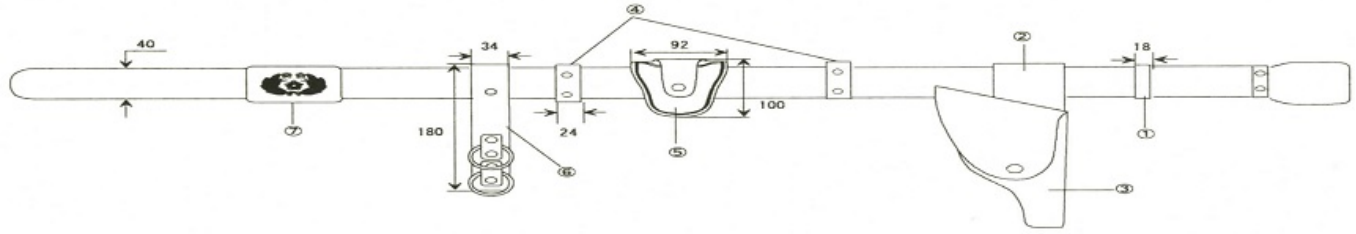

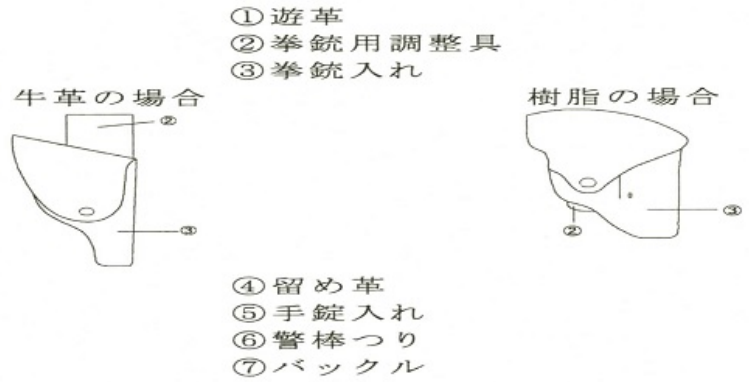

図十四　警棒　収縮時

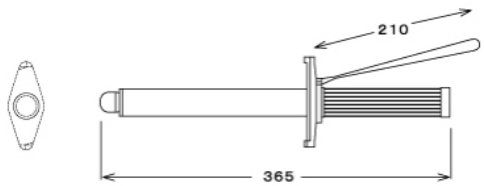

図十五　手錠　伸長時

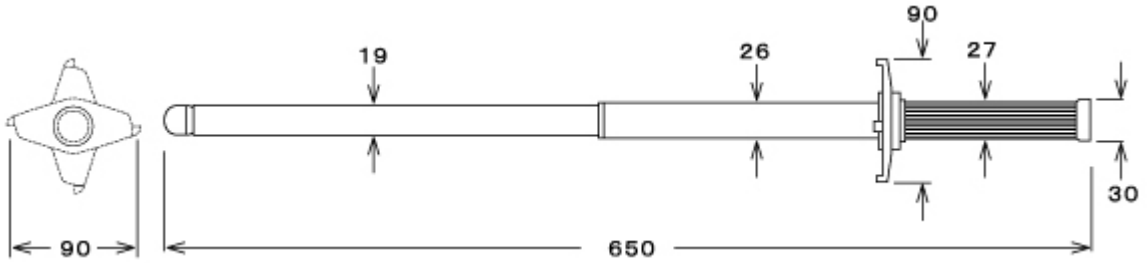

図十七　警察庁長官章

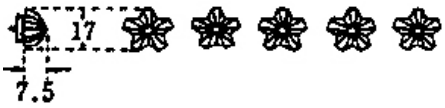

図十六　拳銃つりひも

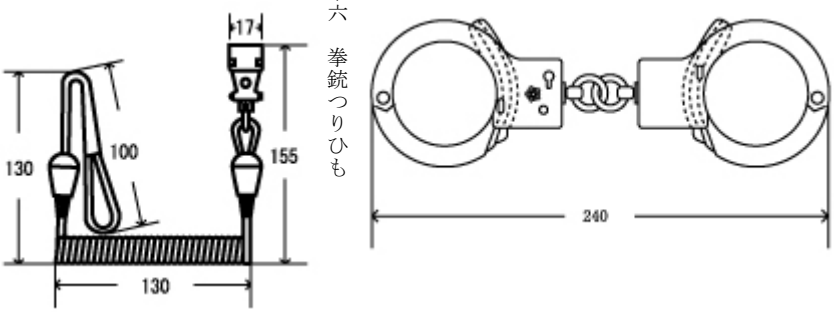

図十八　階級章

警視総監

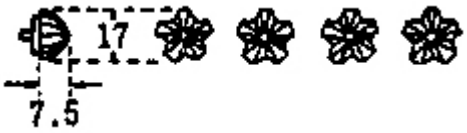

警視監、警視、巡査部長

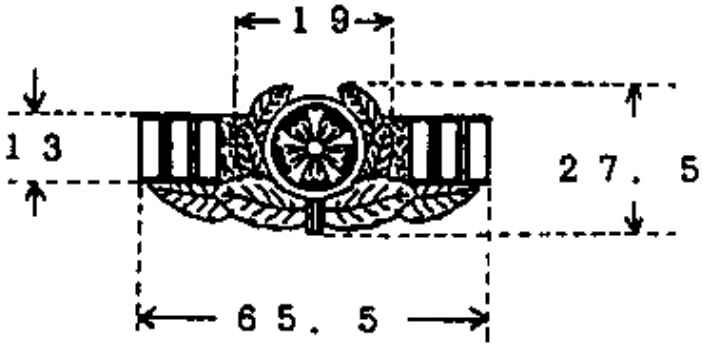

警視長、警部、巡査長たる巡査

図十九　識別章

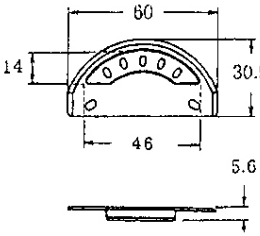

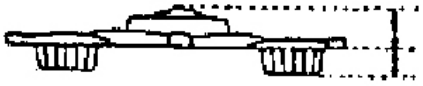

警視正、警部補、巡査長以外の巡査

図二十　警察庁長官章及び警視総監の階級章の位置

警察庁長官章

警視総監の階級章

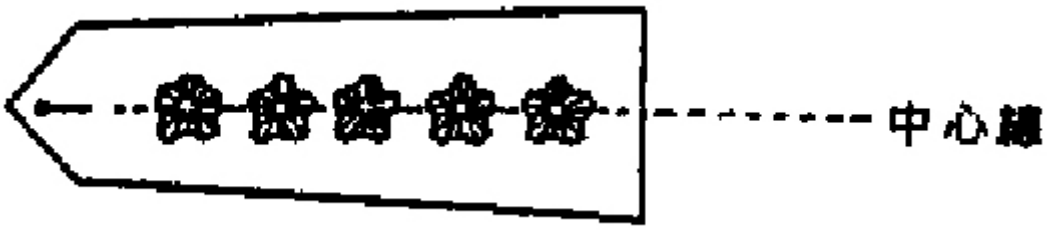

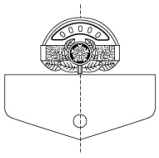

図二十一　階級章及び識別章の位置

制服、活動服及び制服用ワイシャツ

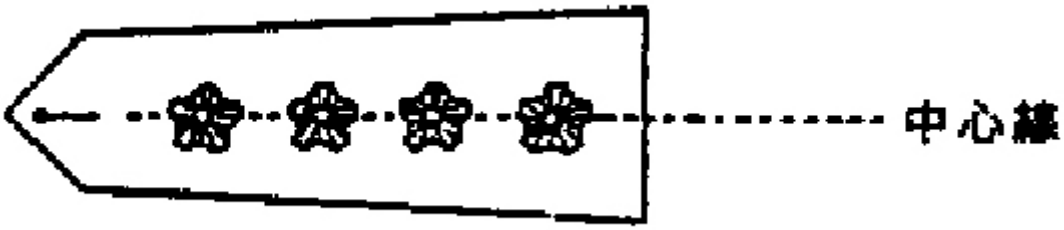

（注）　左胸ポケットの蓋の上部に沿つて付ける。

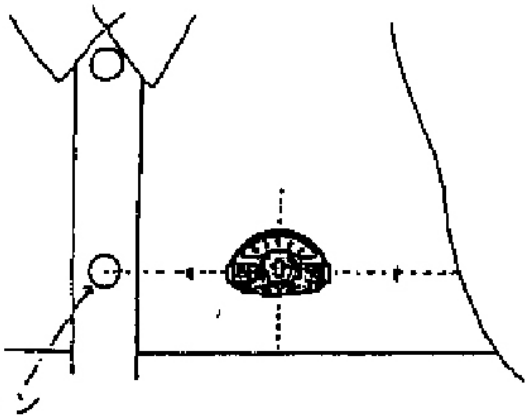

防寒服第二種

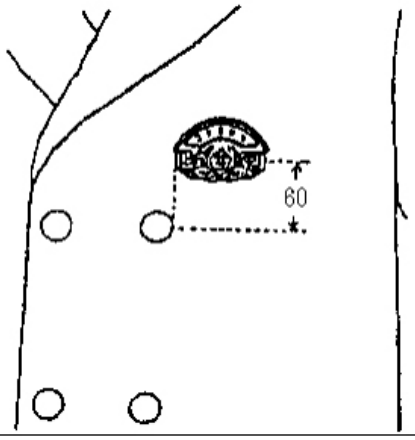

防寒服第一種

二　女性警察官

制服		
冬服		
上衣		
色	濃紺色とする。	地質 毛織物、成維物又は合繊織物、混紡織物交織若しくは交織物とする。
制式	1 前面 立て襟とし、三つの葉に付行を付ける。 2 右胸部及び左腰部に一個のボタンを付ける。	
肩章	1 両側肩章を付ける。 2 側面縫目の外側に一個の留めボタンを付ける。	

ベスト					
色	地質	制式			
		肩章		後面	
上衣と同色である。	上衣と同質である。	外側の両端を肩縫いの目縫にする。	1 襟、袖、レンズ、ボタン及び男子警察官服と同様である。2 袖章は、冬服と一緒のものである。	セーターとベスト	付ける。

前面	
1 前立て桜ボタン一個に付き三葉の日本国章を襟留めで留める。2 胸部左側に一個ボタンを付ける。胸部左側の腰部右側に一個ボタンを付ける。胸部左側の腰部に一個ボタンを付ける。	襟章を襟に縫い込む。

スカート					
色	地質	制式			
				後面	
上衣と同色である。	上衣と同質である。	1 タイトスカートとする。	形状は、二重のものである。	1 裾にスリットを入れる。2 腰部の左右に一個ボタンを付ける。ボタンに一個錠前を付ける。	付ける。

2 腰部にループを五個付ける。	3 側面及び両側面に一個ボタンを付ける。ボタンに一個ベルトを付ける。	4 前面ボタンに一個ループを付ける。	5 裾面にスリットの後ろに一個ボタンを付ける。	

			ズボン
制式	地質	色	
1 長ズボンは、男性警察官服と同じ冬服スラックスは、男性警察官服と同じ冬服ベルトカラーは、ツボ型の図のとおりである。 2 上衣は、男性警察官服と同じ冬服ベルトは、男性警察官服と同じ冬服スカートは

	制式
1 身前合せ右前身は、肩幅均等に分け、袖付け位置から裾まで直線に裁ち切る。 2 袖は長袖。袖口は金ボタン樹脂製。袖口に黒色の脂タッカーを各個付け、袖口の幅は一定とする。 3 袖口の脂タッカーは、袖口の中央から左右に等間隔で5個とする。 4 襟は、詰襟。襟の高さは、3.5センチメートル。襟の前端は、上から見て直線状に裁ち切る。	織物は、ウール100%の黒色。

								ベスト
						制式	地質	色
						1 背面は一枚布。後身頃の中央に縫目を設け、ベルトを通す。 2 腰部は、ゴムを入れ、ベルトを締めて使用する。	毛織物、麻織物、綿織物、合繊織物、成形繊維物、又は混紡織物。 ウール100%の若干ざらつき感のある織物。	藍色とする。

活動服								
冬活動服								
		ズボン			スカート			
地質	色	制式	地質	色	制式	地質	色	
冬服上衣と同質	冬服上衣と同色とする。	冬服ズボンは、上衣と同様とする。	ベストと同質とする。	ベストと同色とする。	冬服スカートは、上衣と同様とする。	ベストと同質とする。	ベストと同色とする。	六、図のとおりとする。

	制式
1 章等は、肩幅均等とし、上衣と同様とする。 2 身合せは、右前身を内前身にかぶせる。 3 前身左部面に腹部トケットを設け、ロッポ一ナイフ付きとする。 4 襟は、3か所のホック1個付きとする。	七、すべ

制帽					
冬帽子		合活動服			
地質	色	制式	地質	色	
冬服上衣と同質又はフェ	冬服上衣と同色又は濃紺色すると	冬活動服と同様すると。	合服上衣と同質すると。	合服上衣と同色すると。	5 男性警察官冬活動服と同様すると。形状は図のとおりすると、かぶ

	制式	
帯章	記章	
1 頭部巻く。下に黒ロの織部に以上の級応て色又は紺線織込。前部中央に面補警官の階上に金線は色を りに階上補警官の以上の級、い	寸法はほかの警察官と同様すると。	ルトすると。

合帽子夏帽子			
色	地質		
藍色すると。	毛織物、麻織物、綿織物、合繊織維	形状は図のとおりすると、八角すると。	4 前面中央に帯部付け章を飾り付ける。

活動帽				
冬活動帽子				
制式	地質	色	制式	
寸法は図のとおりすると、九角すると。	冬活動服と同質すると。	冬活動服と同色すると。	冬帽子と同様すると。	物は、織物混紡交織若しくは織物交織すると。

防寒服				
第一種			合活動帽子 夏活動帽子	
	制式	地質	色	
前身内合せ右前ほすはほ男警官寒第種 と一服防察性、かると上をわ内	冬活動帽子と同様す。 る。	毛織物、麻織物、綿織物、合繊織物、維成繊又はこれらの混紡織物、交織物撚糸織物、若くは織物と交織す。	藍色とする。	する。

雨衣		
第一種	第二種	
1 前身内合せ右前ほすと上をわ内前 2 背当部地色とド タ ト ニ で め る留組ボタンの同色を下て。 3 ほ2及び1、かの	前身内合せ右前ほすと上をわ内前 男警官寒第種と同様。 性察防服二と同様す。	同様 る。

第二種	
1 前身内合せ右前ほすと上をわ内前 2 背当部地色とド タ ト ニ で め る留組ボタンの同色を下て。 3 ほ2及び1、かの 男警官寒第種と同様。 性察防雨二衣と同様す。	男警官寒第種と同様。 性察防雨一衣と同様す。

制服用ワイシャツ	
冬ワイシャツ 合ワイシャツ	
色	地質
白色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合繊織物、維成繊又はこれらの混紡織物、撚糸織物、交織物、若くは織物と交織す。

制式
1 肩章は色紺と。 2 襟に元金黒色脂ポタンを一個付る。 3 長袖と。 4 かまら1

		ネクタイ	冬ネクタイ 合ネクタイ		男性警察官ネクタイと同様とする。
		活動ネクタイ	冬活動ネクタイ 合活動ネクタイ		男性警察官活動ネクタイと同様とする。
ベルト	色				男性警察官ベルトと同色とする。
	地質				男性警察官ベルトと同質とする。
	制式				男性警察官ベルトと同様
					ほかは、夏服上衣と同様とする。

		靴			とする。
		手袋			白色とする。
		帽子雨覆い			無色透明とする。
		帯革			男性警察官帯革と同様とする。
		警棒			男性警察官警棒と同様とする。
		手錠			男性警察官手錠と同様とする。
		拳銃つりひも			男性警察官拳銃つりひもと同様とする。
		警察庁長官章			男性警察官

		階級章		警察庁長官章と同様とする。
		識別章	寸法を図十のとおりとするほかは、男性警察官階級章と同様とする。	男性警察官識別章と同様とする。

備考一　長官の袖章は、警視総監のものと同様とする。

二　冬服及び合服の上衣には、当該上衣の両側にまちを付けた上で当該まちの腰部に貫通口を設け、又は当該上衣の両側の腰部に直接貫通口を設けることができる。この場合において、まちに貫通口を設ける上衣にあつては、当該まちに当該貫通口を覆うためのファスナーを付ける等により当該貫通口を外部から直接見ることができないようにすることができるものとし、上衣の両側に直接貫通口を設ける上衣にあつては、当該貫通口にファスナーを付ける等により当該貫通口を塞ぐことができるものとしなければならない。

三　防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。

四　防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。

五　紺色雨衣にあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、光反射布を付けることができる。

六　ベルトにあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。

七　帯革については、拳銃用調整具を用いず、本帯に直接拳銃入れを通すことができる。

八　拳銃つりひもは、帯革の拳銃用調整具又は拳銃入れと留め革の間になす環を大きい輪に通して留める。

九　識別章については、長官の定めるところにより、番号標の裏面を表示することができる。

十　警察庁長官章、階級章及び識別章の取付け位置は、男性警察官の場合と同様とする。ただし、階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。

十一　図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図一　冬服上衣

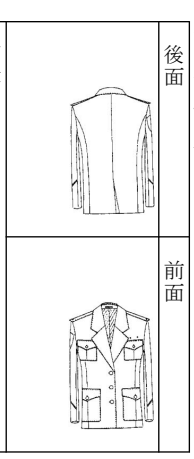

図二　冬服ベスト

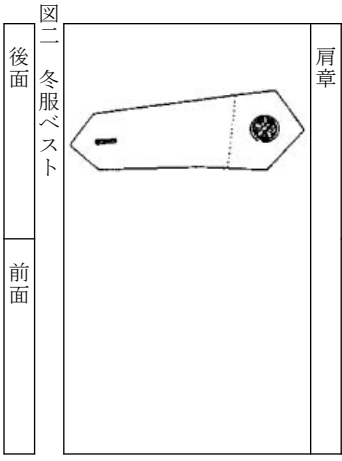

図七　冬活動服

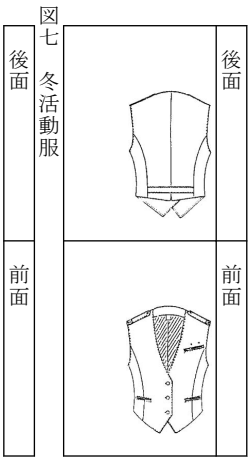

図六　夏服ベスト

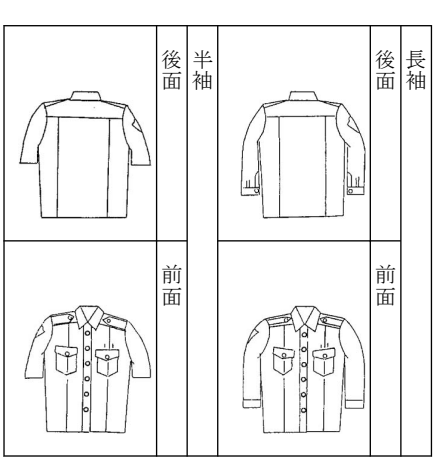

図五　夏服上衣

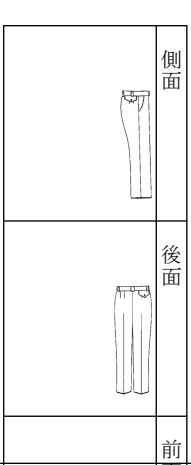

図四　冬服ズボン

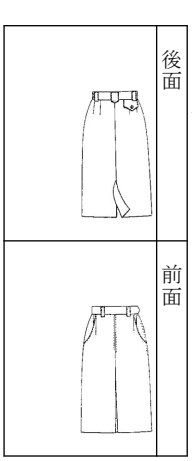

図三　冬服スカート

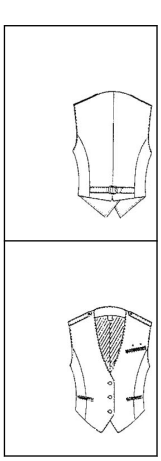

図八　冬帽子

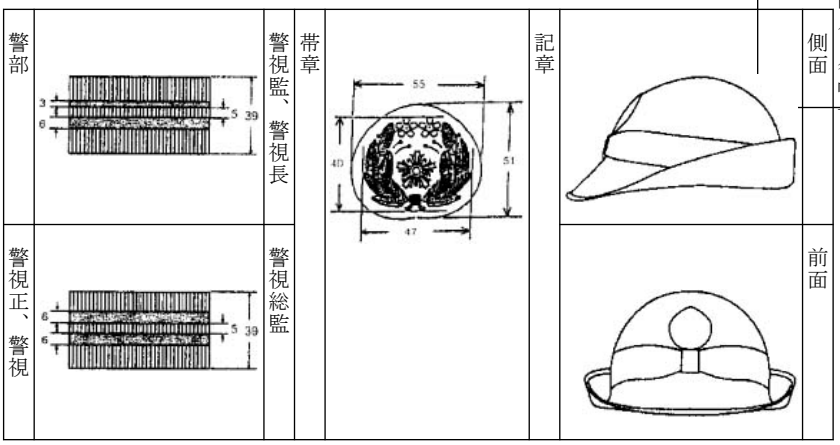

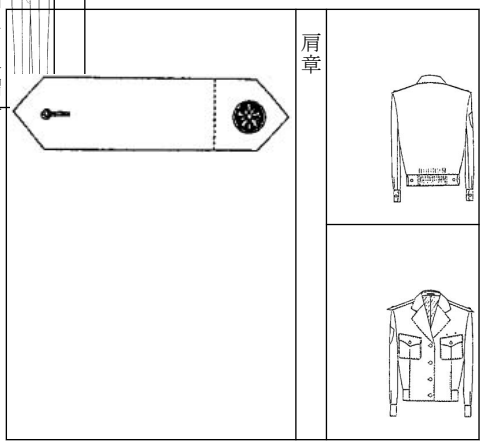

図十　階級章

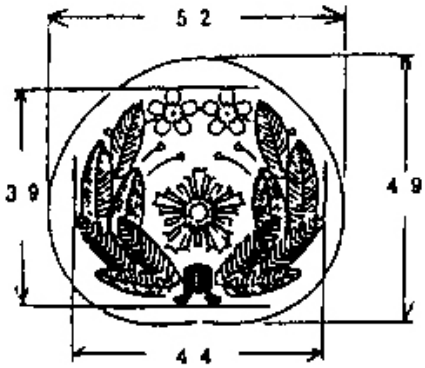

図九　冬活動帽子記章

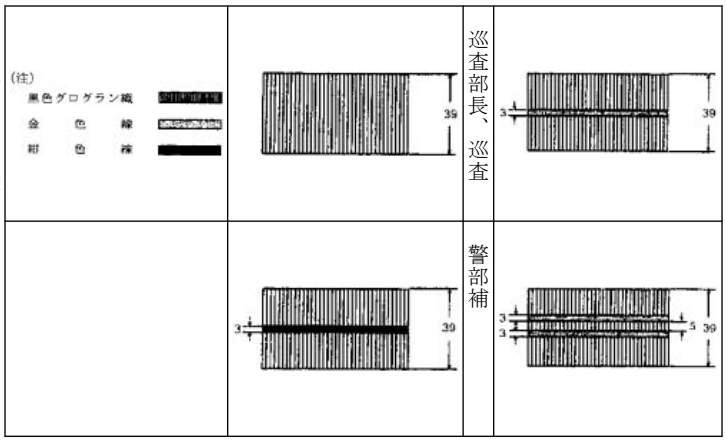

図十一　階級章及び識別章の取付け位置

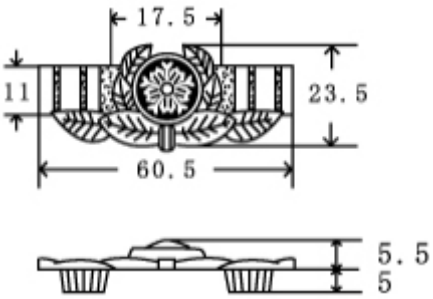

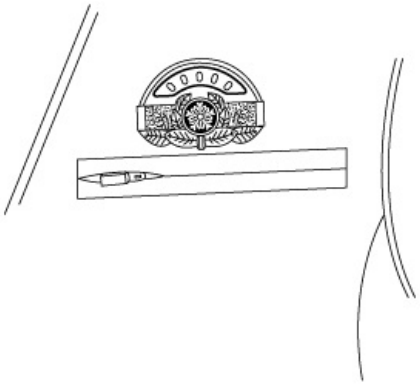

（注）　左胸のポケットの上部に付ける。